

岐阜県公報

第 三 百 三 十 二 号
令 和 四 年 九 月 十 三 日
(火曜日)

目 次

告 示

- 岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示の一部改正
- 道路の供用開始
- 都市計画下水道事業の変更認可（公共下水道）
- (統計課) 三三三^{ページ}
- (道路維持課) 三三三
- (下水道課) 三三四

告 示

岐阜県告示第三百十二号

岐阜県統計調査条例に基づく県統計調査に関する告示（平成二十一年岐阜県告示第二百四十号）の一部を次のように改正し、令和四年九月二十日から適用する。

令和四年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

「岐阜県ヤングケアラー実態調査」を「岐阜県ヤングケアラー実態調査
医療機関・訪問看護ステーション実態調査」
に改める。

岐阜県告示第三百十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年九月十三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県高山土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の種類	路線名	区	間	延長 (メートル)	供用開始 の期日	備考 (区域の決定又は 変更の告示年月日 ほか)

岐阜県公報

毎週

(火曜日)
(金曜日)

発行

(休日
に当たる
ときは翌日)

令和四年九月十三日

県道	
高町 山方線	高山市上野町二一九九番三 地先から 同 市同 町二一九九番二 八地先まで
二四・八	
令和 四・九・一三	
平成 三〇・五・一八	

岐阜県告示第三百十四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次の道路の供用を開始するので告示する。

なお、その関係図面は、令和四年九月十三日から二週間岐阜県県土整備部道路維持課及び岐阜県揖斐土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和四年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

道路の 種類	路線名	区 間	延長 (メートル)	供用開始 の 期 日	備考 (区域又は 決定又は 変更の 年月日 ほか)
県道	揖斐川 谷汲山線	揖斐郡揖斐川町三輪字白石二〇〇一番地先から 同 郡同 町同 字菅田一六六四番地先まで	一〇〇・七	令和 四・九・一三	令和 二・七・三
		揖斐郡揖斐川町三輪字日産起二三五九番一地先から 同 郡同 町同 字白石二二六九番一地先まで	一五・四	令和 四・九・一三	令和 二・七・三

岐阜県告示第三百十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により各務原都市計

画下水道事業の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。
令和四年九月十三日

岐阜県知事 古 田 肇

- 一 施行者の名称
各務原市
- 二 都市計画事業の種類及び名称
各務原都市計画下水道事業 各務原市公共下水道事業施行期間
- 三 昭和五十七年十一月十二日から
令和八年三月三十一日まで
- 四 事業地
事業地を表示する図面において表示する。

令和四年九月十三日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三一
岐阜文芸社